

事務連絡
令和4年8月4日

各県立学校長 様

県立学校部保健体育課長
教育総務部福利課長

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和4年8月1日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり事務連絡（以下「文部科学省事務連絡」という。）がありました。

つきましては、別添文部科学省事務連絡の要点等を下記のとおりまとめましたので、御了知の上、適切に対応願います。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

なお、抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間の短縮を申し出た児童生徒については、当該検査結果の画像等の提示を受けるなど、陰性の事実を適切に確認してください。

また、教職員や児童生徒等が新型コロナウイルスに感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

文部科学省事務連絡中、「症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることを可能としている自治体もある」については、本県では、有症状の方（16歳以上50歳未満）で、自己検査の結果が陽性の方を対象として「検査確定診断登録窓口」を設置しています。

(参考) 埼玉県ホームページ

- ・埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

- ・検査確定診断登録窓口

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/self_test.html

2 濃厚接触者相当の者について

本県では、令和4年4月6日付け教高指第50号「新年度における県立学校の対応について（通知）」の7（1）において、「濃厚接触者相当の者とは、原則として「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの」であること。」としているところです。

今般、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる対象としては、「事業所等で感染者と接触があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの」とされましたので、参考としてください。

なお、特別支援学校においては、児童生徒の実態に応じて、適切に御対応ください。

【児童生徒に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【教職員に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971